

こんなとき…

国保の届け出をしてください

国保に加入するときや、やめるときなどは、必ず届け出をしてください。

☎ 国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

こ ん な と き		届 け 出 に 必 要 な も の	
加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	転出証明書	はんこ
	退職などで職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書	
	健康保険の被扶養者からはずれたとき		
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、母子健康手帳	
	社会保険などに加入の方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、扶養の方が国民健康保険に加入するとき	資格喪失証明書	
外国籍の方が国保に入るとき	外国人登録証明書		
やめるとき	他市区町村に転出するとき	国民健康保険証	はんこ
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険証と職場の保険証	
	健康保険の被扶養者になったとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの	
	国保の被保険者が死亡したとき		
	外国籍の方が国保をやめるとき	外国人登録証明書、国民健康保険証	
そのほか	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険証	はんこ
	修学のため、他市区町村に住所を移したとき	国民健康保険証、在学(園)証明書	
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分証(免許証、パスポートなど)	
	退職者医療制度(注1)に該当したとき	国民健康保険証、年金証書	

(注1)「退職者医療制度」は、次の条件すべてにあてはまる方が対象になります。

- 国保に加入している方
- 65歳未満で年金を受給している方
- 厚生年金や共済組合などの老齢(退職)年金の加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方

※上記の条件を満たしている方で、手続きがまだ済んでいない方は、保険証と年金証書を持参のうえ、手続きをお願いします。

外国籍の方へ

在留資格期限の更新のない外国籍の方は、国民健康保険の加入資格を失います。また、同一世帯で年度の途中で在留資格期限の切れる外国籍の方がいると、その世帯の方の保険証の有効期限は、その在留資格期限の日までとなりますので、ご注意ください。

◎平成20年度より、退職者医療制度の対象年齢が65歳未満となりました。20年度中に65歳を迎える方は、国保退職被保険者証の有効期限が誕生日の末日までとなるため、有効期限の前までには、新しい保険証(一般)を送付します。

◎平成20年度より、75歳以上の方は従来の保険制度から後期高齢者医療制度に変わりました。20年度中に75歳を迎える方は、国保の保険証の有効期限が誕生日の前日までとなるため、有効期限の前までには、新しい保険証『後期高齢者医療被保険者証』を送付します。

届け出の遅れに

ご注意ください！

▼国保加入の届け出が遅れると…

- 加入資格が発生した時点までさかのぼって、国民健康保険税を納めなければなりません。また、その間の医療費は、全額自己負担になります(2年前の分までは、保険給付を受けることもできます)。

▼国保をやめるときの届け出が遅れると…

- 国民健康保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくこととなります。
 - 新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険税(料)を納めてしまうことがあります。
- ※国保の加入・脱退は必ず届け出をしてください